

開発審査会付議基準

特定流通業務施設

1 用途

- (1) 物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年 7 月 22 日法律第 85 号）（以下「物流総合効率化法」という。）第 7 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 4 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に該当するものを除く。）の用に供される施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫であること。
- (2) 物流効率化法第 6 条第 10 項による県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる旨の意見があった施設であること。

2 申請者

申請者は、物流効率化法第 6 条第 1 項に規定する総合効率化計画の一の申請において、流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（特定流通業務施設を整備する者のみの場合を除く。）であること。

3 区域

桶川市大字川田谷地内の一般国道 17 号上尾道路の沿線

4 基準

- (1) 開発区域の面積の過半が、都市計画道路 3・1・1 上尾バイパス（一般国道 17 号上尾道路）の端から水平距離で 50 メートル以内にあること。ただし、道の駅「べに花の郷おけがわ」の区域は除く。
- (2) 開発区域の面積が 5 ヘクタール未満であること。
- (3) 車両については、一般国道 17 号上尾道路から直接出入りを行うこと。
- (4) 当該施設の立地に当たって、交通渋滞や交通事故を誘発させることがないように、事前に道路管理者及び所管警察署との協議が整ったものであること。
- (5) 開発区域の一部又は全部が想定浸水深 3m 以上である場合は、建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設ける等、安全上及び避難上の対策がなされること。
- (6) その他、桶川市開発行為等に関する指導要綱及び関連法令を遵守すること。